

平成22年2月1日
用地経理課契約係

前払金の工期制限撤廃および中間前払金導入について
(対象は平成22年4月1日以降に締結した工事請負契約とします。)

表記については、近年における経済情勢の悪化に伴い、民間・公共発注工事の減少、並びに金融機関の貸渋り等、建設土木等工事業者の経営環境は一層厳しさを増している状況を受け、区内工事業者が円滑に、本区工事を受注、施工、完工出来るよう下記のとおり実施するものです。

なお、前払金の性格から部分払を受けた後の、中間前払金の支払いは行わないこととします。

記

1 前払金の工期制限撤廃

従前 「工期が50日未満の工事等」の前払金は原則支払わない。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

改正後 工期の制限を撤廃する。

2 中間前払金導入について

※前払金がなされている工事につき下記条件を満たしていること。

- ・既に部分払を受けていないこと。(中間前払い後の部分払いは可能)
- ・土木、建築及び設備等の工事。(これらの工事に係る設計、調査及び測量は対象外)
- ・請負金額の2割を超えない範囲内の金額。(前払金と合わせ6割未満の金額)
- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。(出来高が50%以上であること)

※上記工程進捗並びに出来高の調査確認は事業者からの認定請求に基づき工事主管課が行います。